

参考資料

目次

| | |
|---------------------------------|------------|
| 1. 策定の経過 | 137 |
| 1-1. 策定経過 | 137 |
| 1-2. 市民参加の記録 | 139 |
| 1-3. 策定メンバー | 141 |
| 2. 都市計画審議会 <諮問・答申> | 143 |
| 3. 用語解説 | 144 |

1. 策定の経過

1-1. 策定経過

| 年度 | | 主な作業 | 策定組織等の開催 | 市民参加など |
|----------|-----|--|------------------|-----------------------|
| 平成 25 年度 | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ●現況整理、都市づくりの課題の抽出、方向性の整理 ●全体構想(案)の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度は、各種統計資料や総合計画等の上位計画、また主要なプロジェクトについて整理するとともに、裾野市の都市づくりの課題を抽出し、方向性を整理しました。 ・また、市民の意向を把握するための基礎資料として市民意向調査を実施しました。 ・整理した現況や課題を踏まえ、全体構想(案)の作成を開始し、庁内検討組織である「策定庁内検討委員会」による協議を行いました。 | | 市民意向調査 (8/28~9/13) |
| | 9月 | | | |
| | 12月 | | 第1回 策定庁内検討委員会 | |
| | 2月 | | 第2回 策定庁内検討委員会 | |
| | 3月 | | 第3回 策定庁内検討委員会 | |
| 平成 26 年度 | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ●全体構想(案)の充実 ●地域別構想(案)の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度は、幅広く市民の意見を聴取するため、「策定市民委員会」を設置し、ワークショップ手法により協議・検討を行い、地域別構想(案)を作成しました。 ・また、前年度に引き続き「策定庁内検討委員会」による協議を行いながら、全体構想(案)の充実を図るとともに、地域別構想(案)の検討を行いました。 | 第4回 策定庁内検討委員会 | |
| | 9月 | | | 第1回 策定市民委員会 |
| | 10月 | | | 第2回 策定市民委員会 |
| | 11月 | | | 第3回 策定市民委員会 |
| | 12月 | | | 第4回 策定市民委員会 |
| | 1月 | | 第5回 策定庁内検討委員会 | |
| | 2月 | | 第6回 策定庁内検討委員会 | |

| 年 度 | | 主な作業 | 策定組織等の開催 | 市民参加など |
|----------|-----|--|--|----------------------------|
| 平成 27 年度 | 5月 | ●全体構想(案)の充実 ●地域別構想(案)の充実 | | 第5回 策定市民委員会 |
| | 6月 | ●まちづくりの実現に向けて(案)の作成 ●「裾野市都市計画マスタープラン(案)」のとりまとめ | 第7回 策定庁内検討委員会 | |
| | 7月 | ●「裾野市都市計画マスタープラン(案)」の策定 | 第8回 策定庁内検討委員会 | 第6回 策定市民委員会 |
| | 9月 | ・平成27年度は、引き続き庁内検討組織による協議を行いながら、全体構想(案)、地域別構想(案)の充実を図るとともに、まちづくりの実現に向けて(案)の作成を行い、「裾野市都市計画マスタープラン(素案)」をとりまとめました。 | 第9回 策定庁内検討委員会 | 第7回 策定市民委員会 |
| | 10月 | ・とりまとめた「裾野市都市計画マスタープラン(素案)」を市民に広く周知し、意見を求めるために、パブリックコメントを行いました。 | | パブリックコメント (10/15~11/13) |
| | 11月 | ・パブリックコメント終了後、必要な修正等を行い、裾野市都市計画審議会へ諮問、答申を受け「裾野市都市計画マスタープラン」を策定しました。 | 第10回 策定庁内検討委員会 裾野市都市計画審議会への諮問(12/18) | |
| | 12月 | | 裾野市都市計画審議会への答申(1/25) | |
| | 1月 | ・その後、裾野市議会に報告し、公表しました。 | 裾野市議会への報告 | 「裾野市都市計画マスタープラン」の公表 |
| | 3月 | | | |



平成27年度策定庁内検討委員会

1-2. 市民参加の記録

① 市民意向調査

市民を対象として、現在の裾野市や、市民が望む裾野市の将来像、市民の都市計画・まちづくりの意向・考えについて意見聴取することにより、「裾野市都市計画マスタープラン」策定の基礎的な資料として活用するため実施しました。

| | |
|--------|--|
| 実施時期 | 平成 25 年 8 月 28 日（発送）～平成 25 年 9 月 13 日（締切） |
| 実施内容など | 無作為抽出による満 18 歳以上の裾野市民の男女 2,000 名を対象としたアンケート調査で、郵送により配布・回収。 |
| 参加人数など | 回収数：795 通、回収率：39.75% |

② 策定市民委員会

広く市民の意見を聴取するため、学識経験者、各種団体代表、地区代表、公募による 17 名の委員により、「策定市民委員会」を設置しました。平成 26 年度には、地域別構想の策定にあたり、地域に密着・生活している住民の視点で、ワークショップ手法により協議・検討を行いました。

| | |
|--------|---|
| 実施時期 | <p>平成 26 年度： 第 1 回（平成 26 年 9 月 8 日）～第 4 回（平成 26 年 12 月 19 日）の 4 回実施</p> <p>平成 27 年度： 第 5 回（平成 27 年 5 月 15 日）～第 7 回（平成 27 年 9 月 4 日）の 3 回実施</p> |
| 実施内容など | <p>平成 26 年度： 第 1 回 オリエンテーション （都市計画マスタープラン策定について、全体構想（案）について） 第 2 回 地域の現状と課題を認識し、地域づくりの目標を考えよう 第 3 回 地域づくりの目標の達成に向けて、今後必要な取り組みを考えよう 第 4 回 地域別構想（たたき台）について意見交換しよう</p> <p>平成 27 年度： 第 5 回 全体構想（案）、地域別構想（案）の異見反映状況等の内容確認 第 6 回 まちづくりの実現に向けて（案）の内容確認 第 7 回 裾野市都市計画マスタープラン原案の最終確認</p> |



平成 26 年度策定市民委員会（ワークショップ形式）



平成 27 年度策定市民委員会

③ 裾野市都市計画マスタープラン（案）に対するパブリックコメント

「裾野市都市計画マスタープラン（案）」を公表し、広く市民から計画の内容に対する意見等を伺いました。

また、市民から寄せられた意見等をもとに検討を行い、計画内容の見直しを行いました。

| | |
|--------|---|
| 実施時期 | 平成 27 年 10 月 15 日（木）～11 月 13 日（金） |
| 実施内容など | 裾野市ホームページへの掲載及び市役所 1 階情報公開コーナー、各支所(深良、富岡、須山)、市役所 2 階まちづくり課での閲覧により、「裾野市都市計画マスタープラン（案）」を公表し、意見を募集 |
| 参加人数など | 意見提出者数：4 名（窓口持参：2、電子メール：1、郵送：1） （意見の件数：18 件） |

1-3. 策定メンバー

① 策定庁内検討委員会

(順不同・敬称略)

| | 所 属 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 | 平成 25 年度 | |
|------|----------------|-----------|----------|----------|--------|
| 委員長 | 建設部長 | 蜂屋 和幸 | 勝又 修 | 江藤 建夫 | |
| 副委員長 | 建設部 まちづくり課長 | 金子 隆一 | 永田 幸也 | | |
| | (都市計画課長) | | | 永田 幸也 | |
| 委員 | 企画部 | 企画政策課長 | 石井 敦 | 小林 浩文 | 小林 浩文 |
| | | 財政課長 | 湯山 博之 | 湯山 博之 | 林 将寿 |
| | 総務部 | 総務管財課長 | 松本 昭弘 | 杉山 善彦 | 杉山 善彦 |
| | 市民部 | 市民課長 | 小野田 春代 | | |
| | | (地域振興課長) | | 勝又 晃一 | 勝又 晃一 |
| | | 生活環境課長 | 伊藤 裕康 | 井口 健一 | 井口 健一 |
| | | 危機管理課長 | 井口 健一 | | |
| | | (防災交通課長) | | 芹澤 茂晴 | 芹澤 茂晴 |
| | | 上下水道課長 | 杉本 芳男 | | |
| | 健康福祉部 | 健康推進課長 | 勝又 守 | 栗栖 美智子 | 栗栖 美智子 |
| | | 社会福祉課長 | 鈴木 浩司 | 勝又 守 | 服部 一宏 |
| | | 子ども保育課長 | 篠塚 俊一 | | |
| | 消防本部 | 消防総務課長 | 土屋 敏彦 | 加藤 義廣 | 柏木 信博 |
| | (水道部) | (上水道課長) | | 平野 佳正 | 平野 佳正 |
| | | (下水道課長) | | 松本 良彦 | 松本 良彦 |
| | 教育部 | 教育総務課長 | 杉山 善彦 | 勝又 正幸 | 中村 治仁 |
| | | 生涯学習課長 | 水口 清治 | 井上 輝夫 | 加藤 豊 |
| | | (子ども教育課長) | | 篠塚 俊一 | 米山 茂樹 |
| | 産業部 | 農林振興課長 | 杉山 和利 | 杉山 和利 | 杉山 和利 |
| | | 商工観光課長 | 勝又 晃一 | 柏木 信博 | 鈴木 浩司 |
| | | 渉外課長 | 横山 王一 | 鈴木 正次 | 鈴木 正次 |
| | 建設部 | 建設管理課長 | 杉山 康雄 | 蜂屋 和幸 | 蜂屋 和幸 |
| | | 建設課長 | 細井 茂美 | 杉本 芳男 | 杉本 芳男 |
| | | 区画整理課長 | 芹澤 謙二 | 芹澤 謙二 | 芹澤 謙二 |
| | | (建築住宅課長) | | | 山田 秀一 |

※ () は、組織・機構変更前の旧部署名を示す

② 策定市民委員会

(順不同・敬称略)

| | 団体名等 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|-------------------|----------|----------|
| 委員長 | 日本大学理工学部教授（学識経験者） | 天野 光一 | 天野 光一 |
| 副委員長 | 裾野市商工会 | 渡邊 康一 | 渡邊 康一 |
| 委員 | 建築士会東部ブロック裾野地区 | 村松 昭規 | 村松 昭規 |
| | 裾野市観光協会 | 鈴木 博己 | 鈴木 博己 |
| | 裾野市農業委員会 | 勝又 勝善 | 勝又 勝善 |
| | 裾野市森林組合 | 横山 芳文 | 横山 芳文 |
| | 裾野市自主防災会連合会 | 岡村 不二男 | 岡村 不二男 |
| | 婦人会 | 室伏 みどり | 渡辺 あつ子 |
| | 市内企業 | 中山 茂弘 | 中山 茂弘 |
| | 公募委員 | 江川 由香 | 江川 由香 |
| | 公募委員 | 増田 祐二 | 増田 祐二 |
| | 公募委員 | 三ツ石 純子 | 三ツ石 純子 |
| | 西地区区長会 | 小倉 昭男 | 小倉 昭男 |
| | 東地区区長会 | 高橋 哲夫 | 高橋 哲夫 |
| | 深良地区区長会 | 勝又 俊博 | 勝又 俊博 |
| | 富岡地区区長会 | 眞田 正昭 | 眞田 正昭 |
| 須山地区区長会 | 杉山 勝良 | 杉山 勝良 | |

③ 事務局

(順不同・敬称略)


| 所 属 | 役 職 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------------------|-------|----------|----------|----------|
| 建設部 まちづくり課 (都市計画課) | 部長 | 蜂屋 和幸 | 勝又 修 | 江藤 建夫 |
| | 課長 | 金子 隆一 | 永田 幸也 | 永田 幸也 |
| | 主幹兼係長 | 鈴木 努 | | |
| | 係長 | 渡瀬 重勝 | 横山 英哉 | 横山 英哉 |
| | 技師 | 根上 那美子 | 根上 那美子 | 根上 那美子 |

2. 都市計画審議会 <諮問・答申>

① 諮問

裾建まち第 75 号
平成 27 年 11 月 16 日

裾野市都市計画審議会
委員長 藤井 敬宏 様

裾野市長 高村 謙二 

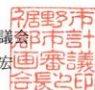
裾野市都市計画マスタープランの決定について（諮問）

このことについて、別冊のとおり裾野市都市計画マスタープランを決定したので、裾野市都市計画審議会条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、裾野市都市計画審議会に諮問します。

② 答申

裾 都 審 第 3 号
平成 28 年 1 月 25 日

裾野市長 高村 謙二 様

裾野市都市計画審議会
会長 藤井 敬宏 

裾野市都市計画マスタープランの決定について（答申）

平成 27 年 11 月 16 日付け裾建まち第 75 号をもって諮問された標記の件について、平成 27 年 12 月 18 日及び平成 28 年 1 月 25 日の裾野市都市計画審議会において審議したところ、一部修正のうえ、下記の意見を付して原案のとおり議決したので答申する。

記

1. 本計画は、今後の都市計画の基本方針となるものであるため、各施策の推進にあたっては、上位計画である第 4 次裾野市総合計画等との整合に十分配慮されたい。
2. 平成 27 年 10 月策定の「裾野市人口ビジョン」及び「裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、自然増の傾向は継続しているものの、近年は社会減の傾向が強まりつつあることを指摘していることなどから、これらを踏まえたまちづくりに努められたい。
3. 既存ストックや豊かな地域資源等、地域特性を活かした拠点を配置するとともに、各拠点における都市機能の強化・充実（集約化）を図り、拠点間が有機的に連携した「拠点連携型都市構造」の実現に向けた施策の展開に鋭意努められたい。
4. 各機能の強化・充実（集約化）の検討にあたっては、本計画の方針に基づき、地域性を十分に考慮するとともに、防災に強いまちづくりに十分配慮されたい。
5. 協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりに係る各主体が互いに役割分担を理解し連携し合う体制づくりに努められたい。行政からのまちづくりの発意にも期待する。

3. 用語解説

あ 行

アイドリングストップ

自動車等の車両において、燃料の節約と二酸化炭素を排出する排気ガスを減らすため、一時停止時などにエンジンを切ること。

一級河川 (一)

国土保全上または国民経済上、特に重要な水系で国土交通大臣が国土交通省令により、水系ごとに名称・区間を指定したもの。

また、「裾野市都市計画マスタープラン」において、一級河川の略称として、(一)として示す。

例. (一) 黄瀬川

IC (インターチェンジ)

高速道路等の出入口のこと。

液状化

地表付近の地下水を含んだゆるい砂層が、地震動により強度を失い、液体状になること。

NPO (エヌピーオー)

営利を目的としない自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動を行う市民団体のこと。

応急仮設住宅

大規模な自然災害発生時に、被災者の一時的な住まいとして設置される仮設住宅のこと。

屋外広告物

はり紙、看板、立看板、広告塔、ネオンサインなど、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるもの。

か 行

街区公園

日常生活に身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。

開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発行為をしようとするものは、開発面積に応じて、あらかじめ裾野市長の許可が必要となる。

開発行為

建築物の建築などの目的で行う土地の区画

形質の変更のことをいう。

開発条例

都市計画法第34条第11号または第12号に基づく条例のことで、条例により、市街化調整区域において、区域、目的、予定建築物の用途を定めて開発許可することができることを規定する制度。

第11号の規定とは、市街化調整区域において、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定された区域において、予定建築物の用途が、開発区域及びその周辺地域の環境の保全上支障があると認められる用途として、条例で定めるものに該当しないものをいう。

また、第12号の規定とは、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたものをいう。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。

急傾斜地 (崩壊危険区域)

がけの斜面の勾配が30度以上のもので、かつ高さが5m以上のがけのうち、崩壊する恐れがあるとして、都道府県が指定した区域を急傾斜地崩落危険区域として指定する。

狭あい道路

建築基準法で定められた幅員4mに拡幅される位置まで後退(セットバック)が必要となる幅員4m未満の道路のこと。

協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、対等な立場で、ともに力を合わせて活動すること。

橋梁長寿命化修繕計画

橋梁について、従来の事後的な修繕・架替えから予防的な修繕・架替えへ転換を図り、橋梁の長寿命化と修繕・架替えの費用の縮減を図るための計画。

区域区分

市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分（線引き）すること。

緊急輸送路

大規模な自然災害などの緊急事態に、避難活動や救急救助活動、また物資の供給を行う輸送路としてあらかじめ指定されたもの。

既成市街地

既に市街化している地域のこと。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画区域内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。

建築協定

建築基準法では満たすことが出来ない地域の個別的な要求を満足させるため、住宅地としての環境、商店街としての利便を高度に維持・増進する等建築物の利用を増進し、かつ土地の環境の改善を目的とする。

協定の内容は、建築物の敷地位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を土地所有者等の合意によって、協定することができる。

広域避難地

大規模な地震等、自然災害の発生時に周辺地域からの避難者を收容し、避難者の生命、身体を保護するための必要な規模及び構造を備えた避難地のこと。

公共施設等総合管理計画

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。

交通結節点

交通結節点とは、異なる交通手段（場合によっては同じ）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国土利用計画

国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市

町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。

コミュニティ

地域共同体、地域共同社会のこと。

さ行

里山

人里近くにあつて人々の生活と結びついた山・森林のこと。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のこと。

市街化農地

市街化区域内にある農地のこと。

市街地開発事業

都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。

修景

建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲のまちなみに調和させることや、都市計画的な景観整備を行うこと。

水源かん養

森林の土壌が、雨水など流水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和することにより、河川の流量を安定させる機能のこと。また、森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される。

スーパー防犯灯

防犯カメラや通報装置（インターホン等）、非常用赤色灯、非常ベル等を備えた防犯灯のことで、緊急時には警察署等への通報や映像の伝送ができる。

先進環境対応車

窒素酸化物（NO_x）など大気汚染物質の排

出が少なく、燃費性能が優れている環境負荷が少ない電気自動車、圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などの次世代自動車に加え、その時点の技術水準に照らして環境性能に優れた従来車のこと。

総合計画

市町村が、その地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したものの。

ゾーン 30

区域（ゾーン）を設定して最高速度 30km/h の区域規制、通行禁止等の交通規制・路側帯の設置・拡幅、ランプの設置等により区域内における速度抑制や通過交通の抑制・排除を図るもの。

た 行

大規模既存集落制度

おおむね 10 年以上居住している方（またはその子）で、新規に自己の住宅を建築することがやむを得ないと認められる方を対象として、当該指定大規模既存集落の区域内に、自己用住宅が建築できる制度。

単独処理浄化槽

し尿の処理のみを行う浄化槽のこと。生活雑排水については、未処理のままであるため、水環境に悪影響を与える。現在は、新規設置は認められていない。

地域地区

用途地域や特別用途地区、また高度地区、高度利用地区などといった、その地域・地区の種類に応じて必要な規制を定めることができる地区の総称。

地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。

一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率や容積のほか壁面の位置や高さ、形態、意匠（デザイン）等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

治水

洪水などの水害を防ぎ、利用目的に合うように河川の改修や保全を行い、制御すること。

低・未利用地

その土地にふさわしい利用がされるべき土地において、そのような利用がされていない土地を示す。長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域と利用状況に比べ利用の程度が低い「低利用地」の総称。

「未利用地」の具体例としては、空き地や空き家、工場跡地、遊休農地など、「低利用地」としては、一時的に利用されている資材置き場や青空駐車場などが挙げられる。

D I D（ディーアイディー）

人口集中地区。国勢調査で設定された区域で、人口密度が 1ha 当たり 40 人以上の地区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる区域。Densely（密集した）、Inhabited（人が住んでいる）、District（地区）の略。

D I G（ディグ）

参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練のこと。Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って命名。

デマンド型交通

正式には、D R T（Demand Responsive Transport：需要応答型交通システム）と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。事前予約により運行する。

（都）

「裾野市都市計画マスタープラン」において、都市計画決定された道路（都市計画道路）であることを示す。

例.（都）三島裾野線

T O U K A I - 0（トウカイゼロ）

東海地震における住宅の倒壊から多くの県民の生命を守るため、昭和 56 年 5 月以前の木造住宅の耐震化を推進する静岡県と市町が一体となって進めているプロジェクト。耐震診断や耐震補強に対する補助制度などがある。

都市機能

商業や医療・福祉、教育等の都市の生活を支える機能のこと。

都市計画区域

都市計画法等の適用を受け、総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

都道府県が都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針のこと。

都市計画公園

都市計画決定された公園のこと。

都市計画提案制度

平成14年の都市計画法改正により創設された新しいまちづくりの仕組みの一つであり、都市計画区域(または準都市計画区域)において、土地所有者やまちづくりNPOなどが一定の条件下で都市計画の決定や変更について提案できる制度のこと。

都市計画道路

都市計画決定された道路のこと。

都市計画道路整備プログラム

都市計画道路の整備状況を踏まえ、将来的な整備時期や整備の優先度等を明確にした計画のこと。なお、本市では平成23年4月に策定されている。

都市基盤

都市のさまざまな活動を支えるもつとも基本となる施設であり、一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給処理施設等のことをいう。

都市公園

都市公園法に規定された公園または緑地で、都市計画施設として地方公共団体が設置するものや国営公園などをいう。

都市施設

道路、公園など都市の骨格を形成し、都市活動の確保や都市環境の維持を目的として定められる施設のこと。

土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)とは、土砂災害の恐れがある区域で、警戒避難整備を図ることを目的として指定する。

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)とは、イエローゾーンの中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域で、開発の抑制等を目的として指定する。

土石流(危険区域)

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨など

によって一気に下流へと押し流される現象のこと。想定される最大の土石流が発生した場合に、土砂の氾濫が予想される区域を土石流危険区域として指定する。

土地区画整理事業

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る事業である。

土地利用事業

住宅や店舗、工場などの建設や、土や砂利の採取、またごみや産業廃棄物の埋立てなどの目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業のこと。

トレイルランニング

トレイルとは登山道や林道などを意味し、場所の高低に関わらず、舗装されていない主に山などの自然の中を走るアウトドアスポーツのこと。

な 行

二級河川

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもののうち、都道府県知事が指定したもの。

「内陸のフロンティア」を拓く取組

東日本大震災以降、国の国土強靱化の取組に合わせ、防災・減災に対応した国土利用が強く求められる中、新東名高速道路等の交通インフラの充実により、災害に強い安全で安心な地域として発展が高まった"ふじのくに"において、人、モノ、大地の多彩な場の力を活かした新時代の美しく魅力ある地域づくりとして、静岡県が推進している取り組み。

本市においても、内陸フロンティア推進区域の指定を受け、「東名裾野IC周辺地域における防災・減災と職住近接に配慮した地域づくり推進区域」において、防災・減災の備えと産業の集積、職住近接に配慮したまちづくりをより一層推進していく。

は 行

HUG (ハグ)

避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したもので、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームのこと。HUGは、Hinanzyo (避難所)、Unei (運営)、Game (ゲーム) の頭文字を取ったもの。

パブリックコメント

行政機関が政策等の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

バリアフリー

障がい者など健常者以外の人たちにとって障害になるものを取り除くこと、また取り除いた状態のこと。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。災害対策基本法の一部改正により、名簿の作成が義務付けられている。

ファルマバレープロジェクト

富士山麓地域を中心に、医療からウェルネスまで世界レベルの研究開発を図り、県民の健康増進と健康関連産業の振興を図る事業のこと。

ボトルネック

流れやプロセスを滞らせる箇所のこと。「裾野市都市計画マスタープラン」では、道路の構造的な問題などから、交通渋滞の発生箇所を表す用語として用いている。

ま 行

マスタープラン

全体の基本となる計画。基本計画のこと。

なお、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のこと。

緑の基本計画

都市緑地法に規定される、都市計画区域内の

緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

未利用地

※「低・未利用地」を参照

や 行

遊休農地

現在耕作されておらず、また引き続き耕作される見込みがない農地のこと。

優良田園住宅制度

優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、ゆとりあるライフスタイルを実現するために、良好な自然に恵まれた環境の中にある一戸建て住宅を建設するもので、市町村が基本方針を策定し、優良田園住宅を建設しようとする者が、建設計画を市町村に認定を受け、建設する制度。

ユニバーサルデザイン

道路や空間をデザインする際、障がい者のための特別なデザインではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインのこと、またその考え方。

用途地域

都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる、以下の12種類の地域のこと。

- ・第1種低層住居専用地域

低層住宅の良好な環境を保護するための地域。

- ・第2種低層住居専用地域

主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域。

- ・第1種中高層住居専用地域

中高層住宅の良好な環境を保護するための地域。

- ・第2種中高層住居専用地域

主として、中高層住宅の良好な環境を保護するための地域

- ・第1種住居地域

低層住宅の良好な環境を保護するための地域

- ・第2種住居地域

主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域

- ・準住居地域

道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域。

- ・近隣商業地域

近隣の住民に対する日用品の供給を行う商業その他の業務の利便の増進を図る地域。

- ・商業地域

主として、商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。

- ・準工業地域

主として、軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。

- ・工業地域

主として工業の業務の利便を図る地域。

- ・工業専用地域

専ら工業の業務の利便を図る地域。

ら 行

ランドマーク

地域の目印となる建築物や、象徴的な景観要素のこと。

6次産業化

第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、第2次産業や第3次産業と連携して事業展開する取組みのこと。

裾野市都市計画マスタープラン

裾野市の都市計画に関する基本的な方針

平成 28 年 3 月

編集・発行 裾野市建設部まちづくり課
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地
TEL 〈055〉 995-1828 / FAX 〈055〉 994-0272
E-mail toshikei@city.susono.shizuoka.jp
<http://www.city.susono.shizuoka.jp>



裾野市都市計画マスタープラン



SUSONO